

総合科学技術会議知的財産戦略専門調査会 第19回議事録

1 日時：平成16年5月12日（水）15：00～17：00

2 場所：中央合同庁舎4号館 共用第4特別会議室

3 出席者：

【委員】阿部博之会長、大山昌伸議員、薬師寺泰蔵議員、岸本忠三議員、
黒田玲子議員、相澤英孝委員、新井賢一委員、荒井寿光委員、稲蔭正彦委員、
浮川和宣委員、齊藤博委員、竹田稔委員、田中信義委員、中島淳委員、
松重和美委員、森下竜一委員、山本貴史委員

【文部科学省】田中敏研究環境・産業連携課長、伊藤学司研究環境・産業連携課技
術移転推進室長

【経済産業省】橋本正洋大学連携推進課長

【特許庁】嶋野邦彦技術調査課大学支援室長

会長 それでは、時間になりましたので、これから第19回の知財の専門調査会
を開かせていただきます。

本日は前回に引き続きまして、取り組み状況について説明があります。その後、
事務局よりまとめの案の説明をさせていただきます。御議論をいただきたいと思
っております。まず資料確認から入ります。

事務局 （資料の確認）

会長 最初は取り組み状況の説明ということで中島専門委員から人材について
のプレゼンテーションをいただきます。よろしくお願いします。

委員 （資料1に沿って説明）

会長 ありがとうございました。知財専門職大学院については、いろんな議論が
あるところ、その重要性について御説明いただいたものであります。ただいまの御
説明も踏まえ、ディスカッションを行いたいと思いますが、まず事務局からまとめ
案について説明をしてもらってから進めたいと思います。

事務局 （資料2の朗読）

会長 先ほど事務局から話がありましたように、先生方の御意見も踏まえたりバ
イブドバージョンということで、全部読んでもらったところでありまして。これにつ

いて、今日はまとめの段階ですが、どこでも結構でございますので、御意見をちょうだいしたいと思います。

先ほどの知財専門職大学院については、ここには必ずしも積極的な記述があるわけではありません。委員のお話では、弁理士試験の優遇であるとか、インセンティブが書いてありますけれども、その辺がどうもはっきり認識されていないということもあって、専門職大学院については、勿論、この中で書いてありますけれども、多少トーンが低いかもしれません。その辺もどうしたらいいかということはありません。

委員 私は弁理士試験の委員を11～12年やっています。弁理士試験と知的財産専門職大学院との関係について、中島専門委員のレポートでは知的財産専門職大学院の卒業者に対する短答式試験の免除が出ています。これをやるためには、その知的財産専門職大学院が必須科目の試験を免除するのに値するものでなければならぬことになり、必然的に知的財産法に関する科目が必須科目として、多くの単位数を割りあてることとなります。これは、カリキュラムの自由度をそぐことになり、好ましいのかどうか疑問です。

さらに、必須科目の試験を免除するために実態を有するかどうかという認定制度をやらなければならない、これは非常に困難です。形式的に満たしているだけではなくて、教育内容を精査して、試験免除を行うのに足りるかかどうかということを検討しなければいけない。これを実施するのは非常に難しいし、一旦認定しても、途中で教育内容に問題があれば認定を取り消さざるを得ないこととなります。そうすると、在学中の学生とか、その大学に与える影響が大きくて、非常に運用上難しいだろうと思います。

もし入れていただくのであれば、知的財産専門職大学院は、むしろ22ページの(7)の、実務経験を有する人、あるいは弁理士試験に受かった人がスキルアップをするという制度としてMOTと同様にお考えいただくのであれば、よろしいのではないかと思います。

委員 御意見ありがとうございます。やるのが難しいからやらないというのは、どうかと考えます。

それから、他の資格で考えますと、公認会計士は同じように、今度は会計専門職大学院を卒業した場合には、同じような短答式試験を免除ということを大々的に方針を打ち出しております、平成18年からなるということになっております。

公認会計士の試験でできるものが、弁理士試験でできないというのも、またこれはおかしいということです。ここでは具体的にできる、できないを決めるところではなくて、こういう方向にしようじゃないか、それによって日本の知財の政策的な

ところを考えると、日本の財産を増大するという方針を決めると考えておりますので、その辺の立場に立ってお考えいただければ非常にありがたいと思います。

会長 ありがとうございます。これについては、文科省がこれまでいろんな検討をしてきていると思います。2つの対立するような意見がありました。文科省として、この2つの意見を超越するような企画を持っていらっしゃるならば御紹介ください。

文部科学省 専門職大学院というのは、そこに対応する職務が具体的に見えることがどんな場合でも大事だろうと思っています。

したがって、知財の専門職大学院の次が、本当に弁理士だけであるのかどうかということは、かなりしっかり考えなくてはなりません。どんな場合にも、例えば法科大学院の場合には次の職はかなりきちんとして見えている。だから、専門職大学のいろんな設定コースがわかる。そういうことだろうと思うんです。知財の専門職大学院というのは、動き出すためにはもうちょっと検討が必要であると個人的には考えているところです。

委員 この知的財産関連人材の育成の四角で困った枠の20ページの箇所になりますけれども、こうした知的財産関連人材には、法律のみならず、技術、経営、芸術といった多様なバックグラウンドが求められるという記載になっております。法律のみならずというところが大変気になりまして、企業における知的財産活動の実態はどういうものかを少しお話ししたいと思います。企業における知的財産活動において最も重要なのは、当然のことながら、研究者のやっていることをきちっと理解することです。技術そのものを理解できなければ、本当にいい知的財産活動というのはできないわけです。

そういう意味では、企業の中における知財の担当者に求められるものは、特許法に基づいて出願していくということもあるわけですが、一番大事なのは、発明の発掘だと思えます。そういう意味で、法律のみならずという部分は非常に気にかかる感じを持っております。

それから、知的財産専門職大学院という機関でございますけれども、今からお話することを考慮に入れて頂ければと思っております。企業におきましては、発明そのものをどのように権利化していくのかという考え方、あるいは今は国内だけではなくて、海外への出願の比重が増しておりますので、海外の特許法とか審査基準そのものもきちっと理解しなければ本当の知的財産活動はできません。

更に言いますと、いろんなところで国際間の契約というのが非常に大きな比重を占めてきております。そういうことを考えますと、海外の不競法、独禁法、あるいは

は海外の技術移転に関するいろいろな法律、更にロイヤリティーの支払い、あるいはもらうということもありますので、これは租税条約とか、そういうものをきちっと理解していないと、契約そのものもできないという事態になるわけでございます。

しかしながら、今の教育機関の中で非常に広範な技術からいろいろな海外の法律、更に契約にまつわるいろいろな租税条約等のいろんな知識というものをきちっと身に付けさせるところがないというのが実態だろうと思うんです。

ですから、そういう広範な知識をきちっと身に付けさせるような機関が是非とも必要であろうと私は考えております。特に弁理士法等、いわゆる手続法ですけれども、その知識があったとしても、企業の中における本当の意味での知的財産活動には余り関係がない部分が多い。これは多分大学で知的財産活動をやる場合にも、まさに同じことが言えるのではないかと思います。そういう視点で是非そういう人材をきちっと教育するという機関が必要だと思っております。

会長 この知的財産専門職大学院について、ほかの委員の方どうぞ。

委員 私も知財専門職大学院に関しては、もう少し積極的な表現に変えた方がいいのではないかと考えております。現実問題として、ロースクール、弁護士、知財専門職大学院と弁理士という関係では必ずしもないかもしれないですが、例えばこれだけ知財戦略が国としてどんどん進んでいく中で言えば、例えばライセンスアソシエイトみたいな、私どもがやっている仕事などというのは今までなかったわけですが、実は現場には非常にニーズがあります。理工系の学生も、必ずしも自分は開発者としての道ではなくて、知財を取り扱うような場を求めて、技術移転とか知財を学びたいというニーズは年々増えているんじゃないかなという印象を持っております。それを考えますと、その受け皿としての知財専門職大学院というものはもっと積極的に打ち出して支援していくべきではないかと考えています。

会長 ありがとうございます。何か異なる御意見の方、おられますか。今、4人くらいの方から御発言をいただきました。

委員 試験免除をするということになると、職務専門職大学院のカリキュラムの内容にも影響を与えます。弁理士試験の免除をするのであれば、免除するのにふさわしいカリキュラム持たなければいけないのです。文部科学省の中で、知的財産職務専門職大学院について勉強会をしたときにも、そのような法律をきちっと勉強するような職務専門職大学院は、それを設立することは現状では難しいという指摘を受けたことがあります。

会長 ありがとうございます。今、必ずしも意見の一致しない、対立した御意見も含めて幾つかありましたが、よろしいでしょうか。

それでは、このようにさせていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

1つは、20ページの法律のみならずのところは事務的に表現を検討させていただくということにさせていただきます。

それから、知的財産専門職大学院につきましては、今日有益な御意見をいろいろちょうだいしましたので、また、文部科学省もこれから検討するということですので、是非今日の御意見を踏まえて、検討していただくことにしたいと思いますが、文部科学省に知的財産専門職大学院の在り方を含めて検討してもらうように文章を直すということでどうでしょうか。

それでは、事務局で整理をしてください。文部科学省にお願いしたいのは、今日、何人かの御意見がありましたが、それを是非頭の隅に入れていただければありがたいと思います。

それでは、ほかの点についてどこでも結構です。

委員 専門職大学院の構想に私は賛成でございます。しかし、下から人材を養成するという話と、先ほどお話がございました社内等での技術の発掘、これは別に専門職大学院ができたからできるという話ではなくして、むしろ経営のトップの話なんです。メーカーを始めとして、技術系の会社におきましては、トップがどういう姿勢を取るのか。それをどうその技術を見出して育てていくのか。この辺も重要でございますので、専門職大学院がすべてを賄うということではないと思います。

会長 どうもありがとうございます。それでは、今のことも踏まえてお願いしたいと思います。

委員 11ページの、(2)、契約ガイドラインでございますが、平成16年度中にと、「以降」を「中に」に直していただいたらどうかという修文意見です。理由はできるだけ早く決めた方がいいからです。

会長 事務局は何か問題ありますか。

事務局 できるだけ早くやるという意味ではその方がいいかもわかりません。

委員 18ページの「(5)新規性喪失の例外規定を見直す」、これは同じように4行目に「要件の緩和もしくは撤廃を速やかに検討する」というのを入れていただきたいということです。

理由は、この「また」以下にある通り、例外規定であることは周知徹底しなければいけないのですが、この点についての研究者の関心も非常に高いわけですから、できるだけ早く方針を出していただきたいということです。

それから、22ページの「(7) 社会人向け夜間の講座等を整備・拡充する」の末尾に「各大学の自主的な取り組みを促すとともに、大学の評価においても、そのような取り組みを積極的に評価する」を追加をしていただきたいと思います。

これは、大学にも負担をかけますが、一方社会のニーズは高いので、そういうことをやっている大学は非常にいい大学だという評価をしたらどうかという意味でございます。

会長 今、委員から3点御提案がありました。この件についてどうぞ。

委員 18ページの「新規性喪失の例外規定を見直す」のところですが、ある意味でこの部分だけクローズアップしているようですけれども、その前に論文発表等をする前に出願活動をきちっと行うように先生方に促していくということをこの中に明確に入れるべきだろうと思います。

私どももときどき経験するわけですが、論文発表等をして、その後、新規性喪失の例外であるという、特許法30条適用になりますけれども、それで取り扱っていただきたいという項目を出願の願書に書きます。ところが、異なる学会等で複数回論文発表をした際に、そのうちのいくつかに対して30条適用の記載等の漏れとかいうことが中にはありまして、他社の特許権を無効にするためにその点を指摘することがございます。したがって、これは本当に例外規定として取り扱い、一般的には論文発表前にきちっと出願するとの原則とするというのを明確に入れておいた方が私はいいと思います。

会長 速やかに、の点はいかがですか。

委員 速やかにはいいです。

会長 それを除いてということではないですね。わかりました。
今の御発言に対してどうぞ。

委員 ここで書いてある期間の見直しと要件の緩和はわかるんですが、撤廃というのは何を撤廃するのか、意味がわかりにくいですけれども。

会長 これは事務局お願いします。

事務局 アメリカと同程度の運用を想定した表現としての撤廃ということにしております。アメリカでは通常発表したら通常12か月以内に認めるという制度になっておりますので、アメリカの制度と似た形についての検討でございます。

委員 そうすると、セルフコリジョンについて12か月以内は一般的に起きないようにするという検討まで含めて議論しているのですか。

事務局 細かい検討は特許庁の方で検討されているので、どこまで検討を深めているかは、我々は厳密に理解しているわけではないです。検討のエリアの中にあるかどうかというのは、ここでは即答しにくいです。

特許庁 直接の担当ではないので、余り正確にはお答えできないかもしれませんが、1つの考え方として、アメリカと同等のものまで含まれるかどうかという検討はあり得ると思います。この資料で書かれている内容の検討は、委員からも御指摘があったように、要件を緩和する、あるいは期間を緩和するということは、まさに死に蔵になった権利をちゃんと助けることができるという面で大変いいものがあります。そういう面で研究者からニーズが高いことがあって、検討は必要あることは認識しております。

他方で委員から御指摘の問題点もありますし、それから新規性喪失の例外につきましては、国際的な交渉事項である歴史がございます。アメリカの先発明主義との1つの装填としてパッケージで議論しております。ヨーロッパは日本が共同で先発明主義とそれに対して新規性喪失の例外の緩和というものを1つのパッケージとして議論している歴史もあります。

そういうのも含めて検討していかなければいけない。いろんな事項を含めて、洗い出して、その上でどういうものが一番望ましいのかということを決めていきたいという意味でございます。

委員 議論の内容はわかりました。日本語的に意味がわからないので、そこはきちっとしておいていただきたいと思います。

会長 わかりました。それは事務局で検討するようにいたします。そのほかの御提案はよろしいでしょうか。

それでは、事務局で文言についてどういうふうにしたらいいか、工夫してみてください。

文部科学省 1点だけ評価のところでございます。委員の方からご指摘があった部分ですが、評価ということは大変大事であります。先生方御案内のように、大学の評価というものは、一律の尺度で政府がやるという形ではなくて、それぞれ多様な評価機関等が評価していくという形になっていくのが基本的なスタイルでございますので、こういう取り組みをすればこれを評価するということを政府の方針で決めるのには、若干なじまない部分があるのかということ、御意見をちょうだして感じたところでございます。

会長 それは文章の中で今のような誤解を受けないように考えることにします。

委員 8ページのところで、デジタルコンテンツに係る職務著作という考え方が書かれていますが、その後のさまざまな議論が、技術的な特許移転のようなものを対象とした作文が多いので、知財というものがコンテンツを含んでいるというトーンをもう少し出していただいた方がいいという気がします。

委員 前回、今のお話のデジタルコンテンツは明記されておりますが、いわゆる推進計画に大々的に取り上げているコンテンツビジネス、著作権等を中心として、これについてお考えをとということで御了解をいただいたように思ったんですが。

会長 知財本部の方がここにおられますので、確認も含めて申し上げたいと思うんですが、知的財産戦略本部でいろいろ検討している中の一部にこれがパッケージとして入れてもらいたいと思っています。デジタルコンテンツ等については、そちらの専門調査会で議論して、それが非常に多くのページを割いていますので、全体としてデジタルコンテンツについてきちんと書かれていけばいいということになるわけです。ですから、ここでは必ずしも十分でないところもありますが、全体として見た場合に、本専門調査会のところで取り上げるべきということについて、どんどん取り上げた方がいいと思います。

委員 今の点は御指摘のとおりですので、こちらの総合科学技術会議の観点から見て、入れた方がいいのであれば、先ほど委員がおっしゃったような点で、書いていただいて、それを計画に反映する一方、コンテンツ専門調査会の方では全体の議論をやっていますから、そちらの方の専門調査会の意見を反映させるという作業も並行してやります。

会長 多少重複して書いてもいいんですね。

委員 重複して書いていただいても最終的には調整いたしますので、結構だと思います。

会長 そういうことであれば、もう少し書いた方がいいということになるかもしれません。

事務局 御意見として書かせていただくのはやぶさかではないんですが、委員の言われたコンテンツビジネスについて書くというのは、科学技術振興とビジネス振興とは、何かそぐわない部分も結構あるのかなというのと、ビジネスについては知財本部できめ細かく整備していただいているんで、一部のみ手を入れても、それがいかほどかという感じはいたします。

会長 こうさせていただいてはどうでしょうか。今、委員から御指摘がありましたので、ここにもう少し書いた方がいいということがありましたら、御提案をいただいて、多少重複しても構わないということでしたので、後で調整が入るかもしれませんが、一応御提案いただいた方がよろしいかと思えます。

委員 該当する8ページのデジタルコンテンツの方は、かなり技術的なことだと思いますので、ここでいわゆるコンテンツビジネスのコンテンツも含んでいるということでしたら、表現をちょっと変えればよいと思います。コンテンツビジネスの方は、必ずしもビジネスだけということではなくて、最近では映画関係の大学ができており、そういう人材育成もぐんと進んでいますし、それをこの大学関係の記述のところで支援するというのは、差はないと思います。

会長 8ページだけではなくて、ほかの箇所にもこういうキーワードを入れておいた方がいいということ、事務局の方に提案をしていただき、戦略本部とも調整をさせていただき、矛盾のない形にさせていただきたいと思えます

委員 これは章立ての関係でやむを得ない面もございますが、16ページの大学の知財本部とかTLOの全国的な連携、ネットワークの問題は技術移転を中心として書いてございます。産学官連携というベースの上で書かれていますが、この種の連携というのは、権利化された後、権利の管理の問題も含めて、この種の連携が必要であろうかと思えます。23ページの方に移りますと、人材のところその辺りが出てきて、人材のネットワーク構築、また、人材だけ分けてネットワークの構築をするということがいいのか。あるいは知財本部とかTLOのネットワークの中で人材についてのデータベースというネットワークも併せてその専門家のネット

ワークも併せてそこで検索できるという方式がいいのか。

申し上げたいことは、ワンストップショップと申しますか、どの知財本部でもTLOでも、どこかの窓口にアクセスすると、さまざまな技術情報、人材情報も含めて何らかの情報が得られる。そういう方式、一元化できないものかと思うわけでございます。

併せて権利の管理も含めて考えますと、海外の機関との連携もここに入ってくるわけです。23ページに海外の大学等との連携を進めるという記述があります。この書きぶりだと、大学がそれぞれの状況に応じということによって個別的にやることになっておりますが、場合によっては、知財本部とかTLOの全国ネットが外国の同種の機関とのネットを組むということが必要だと思えます。

会長 私はおっしゃる御意見には賛同いたしますけれども、書き方は別として、いかがでしょうか。もしよろしければ、今、委員がおっしゃったようなことを、どういうふうに盛り込むかも含めて、趣旨はどこかに書かせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。事務局、いいですか。

事務局 工夫させていただきます。

委員 付け加えて伺いたいところですが、この大学との関係で大事なものは、知財を機関一元化して大学の管理にする、これが1つ。

それから、知的財産だけではなくて、マテリアルトランスファー、それからノートブックというものが非常に重要だろうと。そういうことが一応書かれていて、もう一つ、それとの関係で、大学の使命の中で利益相反ということがだんだん問題になってきて、そのルールをどうつくっていくかという考えがあります。ここには14ページ(ii)で、個々のモデルを出して、各大学における利益相反ポリシーの作成を促すと書いてある。これでよいのかもかもしれませんが、もう少し整理ができないかと思っているのは、いろいろな議論をしていった場合に、個人と企業と大学、国、などいろいろなレベルで、大学と国の間、大学と企業の間という組織としての対応の仕方の問題と、それに属する、特に大学等の研究者の個人として対処する問題です。この辺がごちゃごちゃになって議論される傾向があります。それを余り整理しないまま、あなたたちの大学で議論することは、私はほとんど経験がない。それから、正しいポリシーができるように思えないというのがあり、この辺に関して、機関一元化というもののなかで、更に大学の個人が利益相反がどういう状況で起こるかということは何からの形で、この例示のなかでも整理していただけるといいと思います。

その中で大学では、株式のライセンス対価を取るとか、大学におけるロイヤリテ

イーの還元など、こういったことはかなりTLOとしてやられたと思うんですが、個人がどうだという問題と、大学とTLOと企業との間のロイヤルティーの辺りがほとんどごちゃごちゃになるというのが私の実感です。具体的には個人にあった場合に、一元化の場合に難しい状況が出てくるのは、国の試験の研究のグラント、機関管理は大学でいいのですが、大型の国家プロジェクトを預かっているものは各大学では非常に判断が難しい。それをどのような形で、それに絡んでいた個人も含めて、コンフリクト・インタレストを処理していくかが、バイオの中でもゲノムとか再生医療は、大型の資金や全国的な動きでやっておりますので、考え方を更に整理しておいた方がいいのではないかと申し上げておきます。

同時に、個人に関しては、今後利益相反だけではなくて、実際にこのような知的財産を活用して、企業の株、または企業を起こしていくことによって、ある利益を得た場合に、その利益を大学に単に取り返せという議論をされる可能性があります。それはちょっと間違いではないかと思っております。アメリカの場合だと、正当な利益を大学をベースで得た場合には、それを積極的に大学に還元したいというインセンティブが働く仕組みがあります。例えばヤフーの創業者ジム・クラークは200億円に当たる株を、後で大学に還元しました。

だから、利益相反と同時に個人の利益還元、そういったものはどのようにしていくのかということが今後大事ではないかと思えます。利益相反だけを言いますと、先ほど言ったどこに属するか、一元化があるじゃないかという問題と併せて、創業の足を引っ張る議論になりがちであるという感じがしておりましたので御検討をいただければと思っております。

会長 いずれ、おっしゃったようなことが、どんどん生々しく出てくるだろうと思います。現時点で文章をこう変えた方がいいという御提案はありますか。

委員 個別の例に頭を引っ張られるので、私は個別のものには余り絡みたくないもので、自分が聞いているものではなくて、もう少し全体としてお考えになっていただければいいということです。私の意見は、そういう問題が少し踏み込む必要があるのではないかということで止めさせていただきます。

会長 そういうようなことを国レベルでも検討していかなければいけないと思います。おっしゃるように、個別の大学で判断することを超えていることが中に含まれていますが、事務局はその辺についてはどこかに文章を多少なりとも書いていますか。

事務局 御指摘のところまで入れているわけではなくて、利益相反の整理された

部分での周知ということで、今はとどまっております。表現がどうなるか、全く見えないところがございますので、少し検討させていただきたいと思います。

会長 多分、御指摘を踏まえるとすると、参考となる事例を作成し、周知するのみでは足りないと思います。もう少し踏み込んだ検討をすることが一緒にないといけないと思います。

委員 さっき私が指摘させていただきたいと思ったのは、大学と国、また企業という、組織として対応すべきいろんな利益の相反といった問題と、その中における個人は別の次元の話であって、現在、利益相反が区別されないまま言われている。この研究に関しては文言を少し入れた方がいいのではないかと考えていますが、個別事例についてはお任せいたします。

会長 今、御提案がありました、いかがでしょうか。

委員 研究へのインセンティブをも配慮して、という文章を足してはいかがでしょう。

会長 今、御提案がありました、最低限ということですか。それでは、事務局で今の提案も含めて文案を検討してください。

委員 2点あります。1点目は10ページでございますが、研究ノートの積極的導入を図るというところでございます。この研究ノートの積極的導入を図る目的というのをもう少し明確に書かないと、趣旨がよくわからないんじゃないかと思いません。例えば私どもの会社にとりましては、他社と契約を結んで、場合によったらその技術について目的外使用禁止がございます。ところが、会社の中も非常に組織が大きいものですから、独立してその技術が生み出された、発明されたということもよくございます。でも、外から見ますと、目的外使用禁止にもかかわらず、ほかでやっているじゃないか、これは契約違反だと言われることがございます。そういうときのプロテクトのために研究ノートを研究者が付けて、それは独立して始めたということを明確にするということがございます。この研究ノートを積極的に導入するという目的をもう少し明確に書いた方が大学の先生方も対応しやすいんじゃないかということでございます。

もう1点は、23ページ、新しく付け加わった部分だと思いますが、海外の大学等との連携を進めるという部分でございます。

ここもちょっと目的と期待効果がどうもはっきりしていないのかなと思います。

ここには、「知的財産分野は国際的な広がりをもっていることを踏まえ、国際競争力のある知的財産人材を育成するため、大学がそれぞれの状況に応じ、海外の大学等との連携を進めることを促す。」と記載されておりますが、国際法等、教育するために大学連携を進めるのか、あるいは知的財産関係の活動とか、いろんなことをお互いに支援するために連携するのか、どうも文章がよくわからないという部分がございます。いろいろな形での連携というのは必要だとは思いますが、もう少し目的を明確化した方がいいんじゃないかということでございます。

会長 2つの点について目的を、ということでしたが、事務局はどうですか。

事務局 事務局なりに目的は書かせていただいたと聞いていたのですが、不十分だということでございますので、もう少し明確化した上で文章を考えたいと思います。

会長 これについて、何か意見がございますか。

委員 研究ノートのところですが、大学の一般の先生は研究ノートが、一体何を意味しているのか、びんと来ないのではないかと思います。1ページごとに研究者及びそのボスがサインをする、ページが破られないように、全部のページに通し番号が付いているという研究ノートであると、イメージがつかないと思いますので、目的もさることながら、研究ノートはどのようなものをもう少し具体的に書いていただいた方がわかりやすいのではないかと思います。

委員 研究ノートに加えて、さまざまなアイデアの出発点であるブレインストーミングの、いわゆる議事録的なものも非常に重要だと思います。だれがそもそも言い出したアイデアなのかということを確認するためにも、議事録を出すようにしたらいいと思います。

委員 法的紛争に備えて、証拠を管理するためにつくるとはっきり書いてしまうというのでもいいかもしれません。

委員 この研究ノートの冒頭に書いてある発明者ということで、発明者の明確化という点がかかなり大きな要素かと思えます。企業でも発明者がだれになるということは、一部あいまいになったことがあります。大学の場合は更に上下関係が厳しいところがございますので、本当の発明者なのか、特に職務発明の対価が影響して、人材の流動化があれば大変です。

会長 今回の点、御意見がございますか。

それでは、これでは研究者や大学がどういうふうに取り扱っていったらいいか、目的がはっきりしないということがわかるように、今の御意見も踏まえて、文章を考えさせていただきます。

委員 これは根本的に思っていたことですので、お伺いしたいのですが、例えば、企業においては職務発明という言葉がありますように、職務における研究等を通して、その成果として発明等が生まれるわけです。

大学等においては、発明において特許等の権利を大学に帰属させるという機関一元管理の方向で議論されていますが、最近では日亜化学の中村氏の例に見られるように、非常に大きな発明の対価が裁判で決められるようなこともあって、全国の非常に多くの人たちがここに注目を集めている中で、職務発明という、「職務上の」という部分が、かなりの重要性を持っています。

恐らく大学においては、この先生に、これをしなさいという大学側からの方針はほとんどなく、個人的な考え方や興味等、先生個人の内面からの発生が、その発明や特許を大きく方向づけた、あるいは成果として出てくるものであると思います。そのような状況においても、帰属もすべて大学に一元管理をする、あるいは帰属させるという大きな意味合いを持つにもかかわらず、なぜ大学においては一元管理をするべきかということについての必要性を論じる部分や説明する部分に関して、その強さが私には抜けているように思うんですが、いかがでしょうか。

会長 大学に帰属させるというのは、ユニークソリューションとしては存在しないと思います。例えばパイドール法もそうですが、いろんな経緯があって、日本もそういう方に踏み出そうという一種の決断をしてきているわけですから、白紙で本当に個人帰属が×で、機関帰属が という答えは、論理構成としては非常に難しいと思うんです。

国あるいは大学の研究費で研究したものについては、原則機関帰属とするという方向を決めて動いてきているということだと思いますので、いつまでもこれは納得できないという人はいるんじゃないかと思います。

委員 先ほど言いましたが、だからこそ、より強い説得力のある説明をどこかで行い、必要性を証明しておかなければ、この報告書を多くの人たちが読んだときに、余計になぜ機関帰属なのかというところが、納得できない部分があるかと思います。

会長 そういう御提案であれば、少し工夫をさせていただきたいと思いますが、

機関帰属が是か非かという議論は、ここでやるつもりはありません。ある程度方向が決まっていることです。

ただし、おっしゃるように、首をかしげる人がたくさんいるとすれば、多少説明を書いていった方がいいということは、なるほどと思いますけれども、事務局はどうですか。

事務局 過去の議論の経緯を簡単にまとめて書かせていただく。その程度の話であれば、ほんの数行しかないと思います。

会長 数行でいいと思いますけれども、このままでは疑問に思う人もいるんじゃないかというのが委員の御発言だと思います。工夫をさせていただくということはどうでしょうか。

委員 いろんな御意見が出て意見が集約される方向にあると思いますけれども、私は文章の整合性についてちょっと気になるところがありましたので、事務局に確認させていただきます。

例えば12ページの「事前の特許情報調査を周知する」というかなり強い文章で書いてありますが、本文では内容について検討をすることを促すとか、あるいは23ページの「知財専門人材のネットワーク構築を積極的に推進する」が、推進する方策を検討するというと、これは相当訴える力が違ってきているんじゃないかということが気になったので、確認してほしいと思います。同じだというならそれで結構です。(11)もそうですね。「研修環境を整備する」、「整備について検討する」では随分後退的な見解になりますね。

事務局 整合性を取った表現に改めさせていただきます。

委員 特別に文面に意見はないんですが、先ほど委員が言われました利益ポリシーに関しても、なかなか個人と大学の関係は非常に難しく、必ずしも大学に個人が利益を還元すると喜ばれるかということ、決してそうではないというのが実はあります。大学サイドの認識というのは、まだプリミティブな状況にあると思います。ちょっと生々しい話なので詳細は差し控えますけれども、是非そういうポリシーに関しては、名を変えてでも引き続き検討していただきたいと思っています。

もう一点は、これは大学の現場からの御意見ですが、周知や促すなどの意味の文書が中央から来て、それがコピーやEメールで回って、それを各大学の教授が見るというのが現状だと思います。毎日のようにたくさん来ますが、見ている方は多分だれもいません。それが周知だと言われると、このまま動かないんじゃないかと考

えます。特に独立行政法人になってから、なかなか大学側の内部の意見が非常に強くなって、事務局は回してしまえば終了しているという認識を非常に強くお持ちじゃないかと考えます。

今回も先ほどの話にもありましたように、文書として語尾は強いし、これがそのまま実行されるといいんですが、単にEメールで文書を回すということだけで、それを周知と本当に言っているのかどうか。もう少し実際の現場でどのようにしてこれが行われて、それが本当に反映されているかどうかというのを、何か検討されるようなことをしない限りは、せっかくな報告ができて、実際にそれが活かされていないのではないかと。研究ノートの件にしても、機関管理の件にしても、それができて以降、だれかがどれだけ具体的に実践しているかということは、恐らく余り変わっていないと思うんです。一部の目覚めた先生方がされているだけで、企業と異なり、その辺は大学の自主性が、いい面にも悪い面にも働いている。是非、いい報告書をつくった以上は、どのように実際に活用されて、それが周知徹底されているのか、それに対して大学の中でどの程度認識が高まっているかというのを定期的にフォローアップをしていかなければいけないと考えます。それをしない限りは、毎年報告書が出て、問題点が周知されていないということになって終わるといった危険性が非常に高いと思っています。

文章を読むのではなくて、実際にどれだけ研究現場でそれが活用されているかというのが最大の主眼だと思いますので、委員会終了後で結構ですので、総合科学技術会議とか文部省の方で少し方策を考えていただけないかと思えます。

委員 10ページに、コンテンツやソフトウェアの日本版バイドールがあります。これは問題ないと思いますが、文章として入れるかどうかは考えなければいけないことだと思います。日本版バイドールが今徹底されていて、国立大学が法人化されて、過去の国有特許は大学にどんどん払い下げられています。たまたま東大であったのは、JSTのクレストのものですが、過去に国立大学の総長名で出願されているものは払い下げられており、JST名で出願されたものというのは、払い下げられていないんです。

これは、私の理解だと過去のそういった出願も大学に移行される。いわゆる国有特許というのは大学に譲り受けられるのが日本版バイドールだと思っていたのですが、これがなされていないというのは、私の認識が違うのか、もしこれが問題であるのであれば、ちゃんと日本版バイドールについて、再確認の意味で、例えばこの中で定義をするということが必要なのではないかなと思っています。

会長 委員の御提案については、事務局で文科省とも相談していただいて、どういう課題があるか、あるいは総合科学技術会議としてやるべきことが何かあるか整

理してください。

それから、過去の国有特許は全部大学特許になるかどうかということも含めて、どなたかお詳しい人いらっしゃいますか。文科省どうですか。

文部科学省 国有特許ということであれば、4.1に全部各大学に出資という形で、今、大学有になっていると思います。JSTは、委託契約ということで、研究成果が出てきているわけです。かつてはいろいろありましたけれども、今はJSTのいろんな研究成果は実施機関に移すという方針になっております。

多分、疑問に思っているのは、過去にやってきたものですね。過去にやってきたものについてどうなのかということまで、その権利をJSTの有のものだけ大学に戻すということはやっていないと思います。JSTの権利になっているものですから、そこまではパイドールとは関係ないことで、大学には戻していないということだと思います。

委員 実際問題として、基礎的な特許が例えばJST有で、応用特許が大学有みたいになると、非常にライセンスでは問題が起こることが多くて、これは過去のJST有のものというのは、運用上そうしていたという理解ですが、それは今後は大学に払い下げられるんですが、下げられないんですか。

文部科学省 JST有のこれまで取ってきてしまったものを、大学に払い下げるかということ、払い下げることは今、予定していないんですけども、まさにおっしゃったように、実施するに当たって、大学が持っていて、JSTが持っていて、まさに実施計画を設定するのが難しい場合が想定されますが、そういうことが起こらないように実施の際にはJSTで十分そういうことを配慮して、大学と相談することになっていると思います。

会長 それは過去の話ですが、現在、今年の4月以降はどうなんですか。

文部科学省 今年の4月というよりも昨年の末くらいから、JSTが進めているいろんな研究開発、これについてはすべて実施機関に成果は譲り受けないという方針でやっております。

会長 実施機関というのは、大学が研究していれば大学が実施機関になるという意味ですか。

文部科学省 そういうことです。

委員 先ほど委員が言われた周知の問題は重要だと私も思っています。大学の中ではいろんな連絡や通知のメールがたくさん来るのですが、こうした事項の周知については、一つひとつ確実にやるということが重要だと思います。特にこの知財については法人化前後で非常に大きく違うようになりましたので、その点は重要だと思います。

ただ大学によって違うかもしれませんが、京大では先生方の意向がかなり変わってきて、特許の届出数は法人化前の10倍から20倍の多くの届出が出るようになりました。これは学内で周知をした結果だと思います。

我々が今一番困っているのは、先ほどの、まず出願して取るという話ですが、マーケティングないしはそのライセンサーがどうなるかという事柄は、今後利益相反との関係で非常に重要な課題になってくるということで、今日の議論の中でも、そういった問題が非常にクローズアップされると思いますので、是非こうした事柄も含めてこの報告書がまとめればと思っています。

会長 利益相反については、文科省の審議会の中の委員会でも御議論されていると思うんですが、何か進捗状況その他、御紹介いただけたらと思います。

文部科学省 今、御指摘いただきましたように、私どもの審議会の下に、専門的に調査をいただいて、平成14年の11月に一旦利益相反等の考え方をお示しいただきました。これを各大学の方に具体的にお示しをしつつ、知財本部等で具体のポリシーをつくっていただく。それをファーストステップでございまして、第二段のステップとしまして、昨年度は東北大学の方にお願いをいたしまして、實際上・利益相反をどういうふうにそれぞれの大学においてマネジメントしていくか。このシステムの構築のモデルを示してもらおうということで報告をいただきまして、これを各大学に今、お示しをしている段階でございます。

今年度はサードステップといたしまして、今年は具体的に色々なケースが出てくる。また、これまでもケースが出てきておりますので、それを参考事例ということで今年度はまとめていき、各大学の方に更にお示しをしたいと思っているところでございまして、そういう積み重ねの中で、いろいろな問題について、個々の大学が、こういう解決方法があるのかという部分で道しるべになればいいのかなと考えております。

会長 国立大学が法人化をされて、私立大学、公立大学にもインパクトが及んでいるわけですが、特にこういう問題は新しい課題がどんどん出てくる可能性がありますし、委員が問題提起されたことも、今まで余り考えていなかったのは事実だと

思います。是非その点についても、文科省の審議で御検討いただいて、もし、我々としてお手伝いすることがありましたらどんどんおっしゃっていただいて、また、総合科学技術会議とも連携をしていきたいと思います。

委員 機関帰属の問題で、今後、またはここで一言検討を入れていただければと思いついたのは、先ほどの大学が一元化すると言った場合、産学連携を含めて、大学発のベンチャーを進めていくときに、どうしても重要なのはインキュベーターと言われているものの概念です。これをもう少し明確にした方がいいと思います。知財のマネジメントも非常に大事ですが、今の日本だときちっと大学と連携しながらインキュベーションしていく仕組みというのはほとんどできていない。ところが、大学の中にインキュベーターをつくった場合に、それは大学の組織の中で、先ほどの大学の機関一元化に適用化されるのか、それとも別に企業として看板を掲げて、知的財産については企業側の方に入るという仕組みになるのか。これも各大学で任されていると思うんですけども、この辺についてもう少し整理をして、本当はこの知的財産を大学から付与するといったときにどういうところでインキュベーションしていくのかという問題は少し提起しておいた方がいいのではないかと思います。

実はいろいろなインキュベーターを公的な機関や大学でつくろうとしたときに、大学の一翼となるのであれば、企業は余り乗ってきたくないと思いますが、全部大学の管理になります。大学の外にあるならば、知的財産は大学と非常にクローズであるけれども、知的財産は取れるとか、この辺のところの仕組みが、スタンフォードのリサーチパークの場合では、完全に知的財産はスタンフォード・リサーチパークではなくて企業に属するわけです。ところが、スタンフォードの中でちょっとでも共同研究をしたら、すべて日本からのお金であろうが、何であろうが、スタンフォード大学の研究者が入ったら、全部スタンフォードが取るという強いポリシーを持っているんです。

それがいいかどうかは別として、日本でもこのようなコンフリクト・インタレストの問題を少し正確に考えていく必要があるのではないかと思います。一元化の問題と利益還元の仕組みを積極的につくるべきですけれども、そのためには、大学発のベンチャーがインキュベーションの仕組みを少し提示されたいのではないかとということで発言させていただきました。

会長 私はインキュベーションについて、当時大学の中に置くことを反対をしました。アメリカの大学も2種類ありまして、どんな近くても大学の外にしか置かないという大学と、中にどんどん入れるという大学と、州立、私立も問わず両方あると思います。この辺はどうしたらいいのか、私の個人意見ははっきりしているんで

すけれども、委員はどのようなお考えですか。

委員 両方あり得ると思います。1つは、企業色と言いますか、生産も含めてやるのであれば、やはり学外がよろしいですし、大学の実情を見ますと、一気にそこまで行くんじゃなくて、いろんなトライアルということであれば、大学の中にそういうものがあるべきと考えます。

実は、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーという施設が全国30箇所の大学に設置されています。主として、院生や若手研究者にベンチャービジネス精神を育てようという教育的施設ですけれども、既に設立後10年近くになり、そろそろインキュベートに即した形の模様替えが必要ではないかと思っています。実際にそのレベルまでやらないと、本当の実践教育にならないということで、そうしたことまで考えると、学内にあってもいいのではないかと。

問題なのは、やはり法人化後、施設の使用料の問題であるとか、外部からの収入があった場合どうするか非常にあいまいで、事務の方も決められないところがあります。そういったところがもう少しクリアになれば、いろんな面で、例えば文系の学生と理系の学生と一緒にやりながら新しいものをつくっていく、それが目に見えたら、学外のもう少し本格的なものに移るということで、ステージによっては学内にあっても構わないのではないかと気がします。

会長 私が大学におりましたときも、委員にかなり近いんですけども、非常に大きい、各大学とも悩む課題であることは間違いなさだろうと思います。何か文科省の方で発言がありますか。

文部科学省 大学発のベンチャーをつくるだけではなくて、育てていくという観点からすると、インキュベーション機能というのは本当に大事だと思うんです。大学の中にある場合、外にある場合と、確かに2つあるわけですけれども、中にある場合については、利益相反の考え方とか、そういうことをきちんとした上で、中でやっていくということにしないと、混乱が起こると思います。物の考え方をきちんと整理した上で、やる場というのを設定していくのが大事かなと思っています。

委員 今のお話に関連するんですけども、8ページのii)のところで、学生が発明したものの権利の帰属で、いろんな条件がある場合に、大学へ届け出ることが望ましいという文面になっているんですが、このくらいのトーンでよろしいかどうかということです。

例えば学生が大学あるいは研究室の機材等を使って発明したものを、自分たちの発明だと言って自らの費用を使って特許を取得してベンチャーを起こすというこ

とだって、これから当然想定されると思うんです。

会長 「望ましい」では、少しやわらか過ぎるのではないかという御意見だと思いますが、いかがでしょうか。

委員 学生と教職員は全く身分が違ってきます。学生は授業料を払ってきているので、この点については、ちょっと基準は違うと思います。

それから、先ほどのインキュベーションについては、まだ議論があるので、この報告書に盛り込むのは時期尚早ではないかと思えます。

会長 委員の考えは、「望ましい」で、適当だということですか。

委員 このくらいがせいぜいではないでしょうかということですか。

会長 これも難しい問題ですが、今どういうふうに進んでいるか、文科省はどうですか。

文部科学省 ここに書いてあるとおり、私たちは、基本的には学生の発明は学生帰属と考えています。ただ、その場合には、大学の関与というのも当然あり得るから、大学として知っておくということが必要ではある。そのためには届け出ることが望ましいというふうに思って、この表現で私どもとしてはありがたいと思っております。

委員 こういう知財の議論というのは、大学としていかに知的創造サイクルを形成するかという大きな流れの中にあると思うんです。今は、特許をいかに出願し、権利化するかということが主ですが、今後知財関係の収入が出た場合、法人化法でどうなっているかの質問です。大学がこういう活動をやって、それなりの利益が出た場合には、この収入は運営費交付金の面では、どういう取り扱いになるのか。

つまり、大学としていような収入が出た場合に、運営費交付金の中に含まれてしまうのか、プラスで、大学のそういう活動を支援するという立場になっているのか。これは財務省の話にもなるかもしれませんが。

会長 これは文科省にお答えいただいたほうが良いと思います。

文部科学省 この点につきまして、各大学のインセンティブが非常に重要でございますので、既に私ども財務省とも調整をした上で、それについては運営費交付金

の算定の対象外の収入ということで位置づけまして、各大学の方には既にお示しをしております、私どもの周知徹底が不十分なところもあるかと思いますが、そういう状況でやっております。

会長 ありがとうございます。そろそろ時間がまいりましたので、この辺で討論を終了させていただきたいと思います。

本日はたくさんの有益な御意見をいただきました。事務局にたくさんの仕事を頼むことになってしまいましたけれども、できるだけいい内容のものにさせていただきたいと思います。

次回第20回の調査会には、5月末の総合科学技術会議に上げる案を固めたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

閉会に先立ちまして、既に発言者の皆様には御確認をいただいておりますが、資料3として、前回議事録を配布しております。

また、本日のまとめ案は審議中の内容のため、非公開とさせていただき、それ以外の本日の会議資料については公開という取り扱いにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

会長 今後の予定について、事務局から説明してください。

事務局 先ほど申しましたように、次回は5月20日木曜日、13時から14時30分を予定をしております。最終とりまとめをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。別途御案内をさせていただきたいと思っております。

会長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。御協力ありがとうございました。